

2027年度S/A特待生入試の選考対象科目

S/A特待生入試は、各学科の一般選抜(A日程)で実施する選考科目から以下の3科目合計の得点率で選抜します。

■国際人文学部国際文化学科／国際人文学部国際交流学科／観光学部観光学科／
経営情報学部総合経営学科／メディア学部メディア情報学科／
健康科学部福祉総合学科

- 1) 外国語:「英語コミュニケーションⅠ・英語コミュニケーションⅡ・論理・表現Ⅰ」
- 2) 国 語:「現代の国語・言語文化・論理国語(いずれも古文・漢文を除く)」
数 学:「数学Ⅰ・数学A」
国語または数学のいずれか選択
- 3) 地理歴史:「日本史探究」または「世界史探究」
公 民:「政治・経済」
「日本史探究」「世界史探究」「政治・経済」の中から1科目選択

■健康科学部理学療法学科／健康科学部看護学科

- 1) 外国語:「英語コミュニケーションⅠ・英語コミュニケーションⅡ・論理・表現Ⅰ」
- 2) 国 語:「現代の国語・言語文化・論理国語(いずれも古文・漢文を除く)」
数 学:「数学Ⅰ・数学A」
国語または数学のいずれか選択
- 3) 理 科:「化学基礎」または「生物基礎」のいずれか選択

2027年度特待生入試についてよくある質問

- Q. 総合型選抜、学校推薦型選抜(指定校推薦・公募制推薦)で入学手続をした者は一般選抜(A日程)で実施するS/A特待生入試を出願できますか？
- A. 一般選抜(A日程)を「再出願」することで出願ができます。
一般選抜(A日程)の検定料35,000円を納付し、出願書類を提出することで受験が可能です。
「通常の合格」となった場合には、再度の入学手続は必要ありません。なお、「不合格」となった場合でも、既に入学手続をしている場合には入学を取り消すことはありません。
- Q. 総合型選抜第1～2期で入学手続をした者は総合型選抜で実施するJ特待生入試を出願できますか？
- A. 総合型選抜第3期(基礎能力型)を「再出願」することで出願ができます。
総合型選抜第3期(基礎能力型)の検定料15,000円を納付し、出願書類を提出することで受験が可能です。「通常の合格」となった場合には、再度の入学手続は必要ありません。なお、「不合格」となった場合でも、既に入学手続をしている場合には入学を取り消すことはありません。



お問い合わせ先

< 千葉東金キャンパス >

〒283-8555 千葉県東金市求名1番地
TEL.0475-55-8855 (入試課)

< 東京紀尾井町キャンパス >

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-20
TEL.03-6238-1111 (入試課)



2027年度特待生入試

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| ■ 国際人文学部 国際文化学科 国際交流学科 | ■ メディア学部 メディア情報学科 |
| ■ 観光学部 観光学科 | ■ 健康科学部 福祉総合学科
理学療法学科
看護学科 |
| ■ 経営情報学部 総合経営学科 | |



城西国際大学

J特待生制度

本学の教育の理念に基づき、国際的な視野を持ち将来グローバルに活躍する意欲を有する者を対象とし、留学、国際交流等の学修活動を通じて国際的視野の涵養を図る者を支援することを目的として実施します。

- 概要: 授業料を最大4年間、半額免除します。J特待生は、1年次または2年次に、本学が認める国際交流活動に参加し、所定の単位を取得または修了証書を取得することを基本とします。対象となる国際交流活動は、次のとおりです。また、在学中は、毎年度、特待生としての資格継続の審査があります。
 - [国際交流活動]
 - ・所属学部が実施する海外短期研修
 - ・他学部が実施する海外短期研修
 - ・国際課が実施する海外短期研修、国際交流プログラム
 - ・その他大学が認める国際交流活動
 ※詳細は入学後にご案内いたします。

- 対象学科: 全学部全学科
- 対象入試: 総合型選抜第3期(基礎能力型)
- 選考方法: 総合型選抜第3期(基礎能力型)における基礎能力テスト(国語・英語)の得点率が70%以上で、面接を含む総合点成績上位者を対象に、募集定員枠内で選考します。

●募集定員	学部・学科	募集定員	減免額(年間)
	国際人文学部 国際文化学科	2	40万円
	国際人文学部 国際交流学科	2	40万円
	観光学部 観光学科	4	40万円
	経営情報学部 総合経営学科	4	40万円
	メディア学部 メディア情報学科(ニューメディアコース)	4	40万円
	メディア学部 メディア情報学科(映像芸術コース)		45万円
	健康科学部 福祉総合学科	4	40万円
	健康科学部 理学療法学科	4	45万円
	健康科学部 看護学科	4	50万円
	合計	28	—

- 応募方法: 総合型選抜第3期のWeb出願時に特待生選考希望の有無をエントリーしていただきます。

●試験日程

入試方式	インターネット出願登録可能期間	出願期間(書類提出期間)	選考日	合格発表日
総合型選抜第3期 (基礎能力型)	2026年 10月9日(金)～11月10日(火)	2026年 11月2日(月)～11月11日(水)	11月21日(土)	12月1日(火)

- その他
 - ◇秋学期分の授業料(年間授業料の半額)を免除します。
 - ◇J特待生は、在学中に毎年度、特待生としての資格継続の審査があります。詳細は、以下「城西国際大学特待生制度要項(抜粋)」をご確認ください。(適用期間及び継続)
- 第7条 特待生としての支援期間は原則として1年とし、継続は標準修業年限を上限とする。
- 特待生の継続は、前学年度の修得単位(基準単位以上:30単位)及び前学年度終了時の学年GPA(3.0以上)で判定する。
 - 警告ゾーン(GPA3.0未満)に入った学生には、学年GPA3.0以上を達成するための改善計画を提出させたうえで、継続判定を1年間猶予することができる。ただし、猶予期間は1年を限度とする。
 - 前3項の規定にかかわらず、J 特待生であって本学が実施するJEAP・交換留学制度その他大学が認める留学制度・海外研修等の国際教育プログラムに次年度参加することが決定している場合には、継続を認めることができる。
 - 休学期間中は、支援を行わない。
- (資格の取消)
- 第8条 特待生が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すことがある。
- 前条に定める継続要件を満たさなくなったとき。
 - 学業成績が著しく不良となったとき。
 - 学則その他の規程に違反したとき。
 - 特待生として不適切な行為があったと認められるとき。

S/A特待生制度

優秀な学力を有する者を対象とし、学業意欲の高い者の入学を促進することを目的として実施します。

- 概要: S特待生については授業料を最大4年間、全額免除します。A特待生については授業料を最大4年間、半額免除します。在学中は、毎年度、特待生としての資格継続の審査があります。
- 対象学科: 全学部全学科
- 対象入試: 一般選抜(A日程)
- 選考方法: 一般選抜(A日程)で受験する3科目合計の得点率で選考します。
 - S特待生は、3科目合計の得点率が80%以上の成績上位者を、募集定員枠内で選考します。
 - A特待生は、3科目合計の得点率が70%以上の成績上位者を、募集定員枠内で選考します。

●募集定員	学部・学科	S特待生		A特待生	
		募集定員	減免額(年間)	募集定員	減免額(年間)
	国際人文学部 国際文化学科	1	80万円	2	40万円
	国際人文学部 国際交流学科	1	80万円	2	40万円
	観光学部 観光学科	1	80万円	2	40万円
	経営情報学部 総合経営学科	2	80万円	4	40万円
	メディア学部 メディア情報学科(ニューメディアコース)	2	80万円	4	40万円
	メディア学部 メディア情報学科(映像芸術コース)		90万円		45万円
	健康科学部 福祉総合学科	1	80万円	2	40万円
	健康科学部 理学療法学科	1	90万円	2	45万円
	健康科学部 看護学科	1	100万円	2	50万円
	合計	10	—	20	—

- 応募方法: 一般選抜(A日程)のWeb出願時に特待生選考希望の有無をエントリーしていただきます。

●試験日程

入試方式	インターネット出願登録可能期間	出願期間(書類提出期間)	選考日	合格発表日
一般選抜 (A日程)	2026年 12月18日(金)~2027年 1月19日(火)	2027年 1月7日(木)~1月20日(水)	2月1日(月)	2月11日(木)

- その他
 - ◇A特待生は、秋学期分の授業料(年間授業料の半額)を免除します。
 - ◇S/A特待生は、在学中に毎年度、特待生としての資格継続の審査があります。詳細は、以下「城西国際大学特待生制度要項(抜粋)」をご確認ください。(適用期間及び継続)
- 第7条 特待生としての支援期間は原則として1年とし、継続は標準修業年限を上限とする。
- 特待生の継続は、前学年度の修得単位(基準単位以上:30単位)及び前学年度終了時の学年GPA(3.0以上)で判定する。
 - 警告ゾーン(GPA3.0未満)に入った学生には、学年GPA3.0以上を達成するための改善計画を提出させたうえで、継続判定を1年間猶予することができる。ただし、猶予期間は1年を限度とする。
 - 前3項の規定にかかわらず、J 特待生であって本学が実施するJEAP・交換留学制度その他大学が認める留学制度・海外研修等の国際教育プログラムに次年度参加することが決定している場合には、継続を認めることができる。
 - 休学期間中は、支援を行わない。
- (資格の取消)
- 第8条 特待生が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すことがある。
- 前条に定める継続要件を満たさなくなったとき。
 - 学業成績が著しく不良となったとき。
 - 学則その他の規程に違反したとき。
 - 特待生として不適切な行為があったと認められるとき。